

横浜市立高田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月14日策定(令和8年6月18日改定)

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

《いじめの定義》(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

《いじめ防止等に向けての基本理念》

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。そこで、いじめはどの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童だけの問題とせず、学校全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童は、自らが安心して豊かに生活できる学校や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる学校をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、関係機関等は、児童の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる学校をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

【委員会の構成】

- ・学校長を責任者とし、全教職員で構成する。
- ・心理の専門家の SC (スクールカウンセラー) や福祉の専門家の SSW (スクールソーシャルワーカー) 等に、必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童の回復状況の確認や支援について助言を求める。

【運営】

- ・月1回以上、定期的開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- ・学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ・校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

【活動内容】

- ・学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。
- ・区役所、児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施する。

3. 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

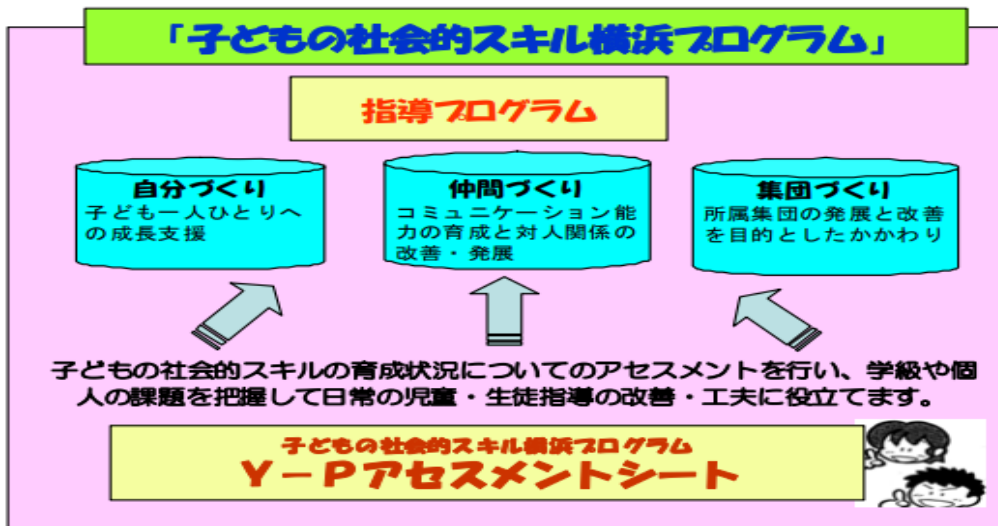
(アンケートや面談等の取組、校内研修、教育相談に関すること等を含む)

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認 引き継ぎ いじめの定義・児童理解研修	入学式 朝会(基本方針説明) 地域訪問 個人面談
5月	いじめ早期発見のための記名式アンケート 教育相談① Y-Pプログラム研修①	個人面談 土曜参観 学校説明会(基本方針説明)
6月	Y-Pアセスメント①、Y-P支援検討会① けんこう会議① 横浜子ども会議(各学級での話し合い)	学校運営協議会(基本方針説明)
7月	横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い) 特別支援教育校内研修	
8月	横浜こども会議(港北区交流会) 教育相談②	
9月	いのちの安全教育 警察による非行防止教室	学校運営協議会 個人面談
10月	横浜子ども会議(各学級での話し合い) Y-Pプログラム研修②	個人面談 運動会
11月	SOSの出し方教育	
12月	人権週間の取組 いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・教育相談③)	授業参観 希望個人面談 学校運営協議会
1月	Y-Pアセスメント②、Y-P支援検討会② けんこう会議②	授業参観
2月	学校いじめ防止基本方針の見直し 授業力改善研修	新入生保護者説明会(基本方針説明) 懇談会 学校運営協議会
3月	年間の振り返り 新年度への引き継ぎ	学校家庭地域連絡協議会(基本方針説明)
年間	学校いじめ防止対策委員会(月1回・随時) ※子どもの変化等を捉えて、いじめの早期発見につなげられるよう、1人1台端末を活用した心の健康観察(横浜St☆dy Naviによる健康観察)をはじめとするデジタル技術を活用した取組やSC(スクールカウンセラー)等の専門職の活用取組の強化を行っていく。	

4. 基本的な対応方針

【いじめの未然防止・早期発見】

- ・楽しい授業、分かる授業を行い、児童の自己肯定感を高める。(教職員への継続的な研修を実施する。)
- ・「死ね」、「きもい」等の暴言や殴る、蹴る等の暴力があれば、全教職員で見逃さずに指導をし、暴言や暴力を撲滅する。
- ・横浜子ども会議の取組(児童主体のいじめ未然防止の取組)を通して、児童がいじめについて主体的に話し合い、自分事としていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動できるように支援する。
- ・いじめについての現状を、児童、保護者、地域(学校運営協議会や学地連等)に定期的に周知し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ・Y-P(子どもの社会的スキル横浜プログラム)を活用する。



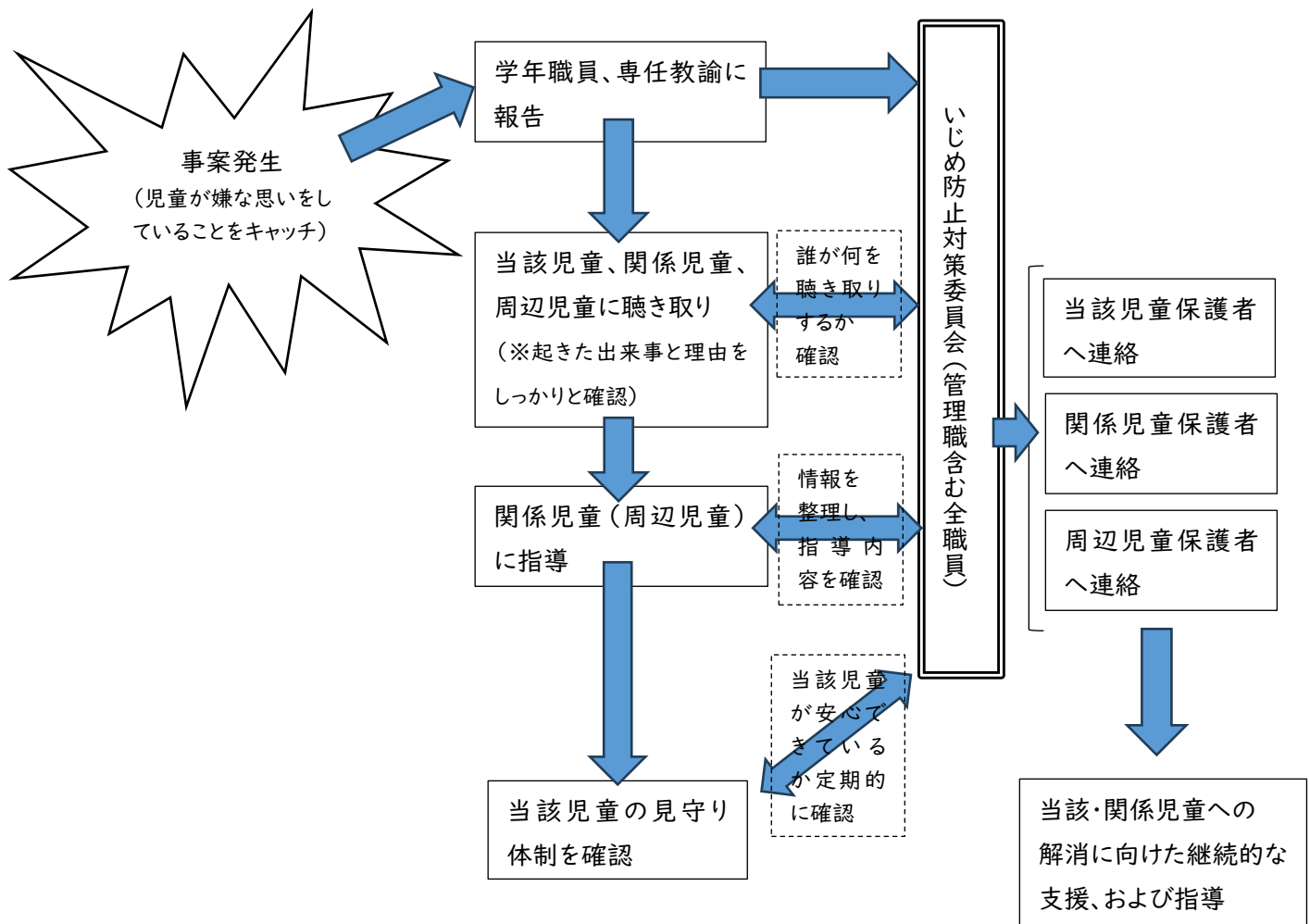
Y-Pのことをさらに詳しく
知ることができます☆
(横浜市ホームページ)

【事案の対処】

- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した際に、迅速に情報を共有する。
- ・担任一人ではなく、学年主任、専任、管理職等と情報を共有し、対応をする。
- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童、周りで見っていた児童への聴き取りを行い、事実確認をする。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導を行う。
- ・対応方針を決定する。
(※いじめの中でも犯罪行為として警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものに関しては、警察と連携して対応にあたる。)
- ・いじめを受けた児童の保護者、いじめを行った児童の保護者へ連絡する。
- ・いじめ解消に向けた対応(いじめを受けた児童の見守りや保護者との連携)を組織的に行う。

いじめ解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと



5. 重大事態への対処

《重大事態の定義》

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

・学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査の進め方と結果の提供及び報告】

・学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行う。また、学校評価アンケートの項目に、いじめ防止等の取組に関する項目を位置付ける。そして、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。